

天武紀・持統紀の文章と用語

——日本書紀成立研究への一試論——

横 田 健 一

一 天武紀・持統紀研究の目的

『日本書紀』の文章や用語は、巻々によって非常に異っている。それぞれの巻の内部でも、部分によって多少の変化や喰違いはあるが、概して一卷毎に、文体や用語は、ある程度統一されているようにみえる。それは各巻ごとに編集執筆の担当者がいて、その個人の個性的な文体、用語・用字法があるように思われる。それとともに、ある巻と別のある巻との文体や用語法の似ているばあいがある。私は本紀要の第一輯に「日本書紀の用語よりみた巻々の特色について二、三の考察」(昭四三)を書いて、神武即位前紀戊午年条と景行四十年条および天孫降臨段本文条の類似性について、指摘したことがある。また別に「神武紀と景行紀との比較の問題——とくに用語と文体について——」^①においても神武紀と景行紀とが、共通の筆者によって書かれた後、別の筆者によって修正、補筆、変改された蓋然

性について推論した。

『日本書紀』には他にも、同じ語を頻用して、類似性を示している巻々がある。しかし一つの巻内にも異った用語や文体もあって、必ずしも同一筆者によるとは云い切れないまでも、何段階かの成稿過程の、ある段階において、同一筆者が関与したかもしれぬ可能性を示す巻々がある。小論においては、とくに卷二九天武紀と卷三〇持統紀とをとりあげてみたい。

私の目的は、『日本書紀』の成立過程を個々の巻々の成立過程に即して研究するにある。書紀の編者たちは、皇室をはじめ多くの氏族の系譜や氏族伝承、神社・寺院の縁起類、官府の記録、外国の史書、口誦伝承、地方の地誌類、その他『上宮聖徳法王帝説』のような伝記類等さまざまなものを利用したのであろう。また、それに「自己流の解釈を施して考証し、綴り合わせたであろう。そして編者の時代の文体や用語をもって、記述したのであろう。編者の時代の文体

や用語をもって、と私は記したが、書紀の編纂が何段階かにわたり、ある時代に一応の原形が出来上ったのちに、また編纂し直され、もとの原稿に修正が加えられ、さらに後の時代にまた修正され、書き改められるようなことが、あったであろう。

そうした何段階かの修正の最後が養老四年（七二〇）の撰進の直前であったであろう。その成立過程が何段階あるかを研究するためには、先づ書紀成立の直前の時代における用語や文体を明らかにすることが必要である。それには『続日本紀』が比較検討の資料として、第一に考えられる。次いで『正倉院文書』『万葉集』『懷風藻』『風土記』金石文等があげられよう。

しかし『続紀』のばあいの難点は、それが平安朝初期の成立になることである。その地の文章の文体や用語には、奈良時代の史料をそのまま採用したものもあるが、平安時代初期の文体や用語がかなり入っていると考えねばならない。ただ引用された史料、官府文書特に詔勅の類は、原形を保っていると考えられるので、基準として得る貴重な史料である。詔勅のうち、詔は原則として宣命体で書かれるべきものである。続紀の詔は宣命体である。これと比較してみると、『日本書紀』とくに今研究しようとする天武紀や持統紀は（もちろんそれ以前の各巻でも）その詔の殆ど全部が漢文体で書かれている。また短文である。このことは、おそらく書紀の編者が、宣命体を漢文体に書き改め、また、その要旨のみをとりあげ、簡潔に要約したことを示しているのではなからうか。

従来もいわれているように、『日本書紀』は中国や新羅等の外国に示さんが為に編纂したのであり、宣命体のような和文体は、外国人には読めないものである。それで漢文体に全部書き改めたと考えられる。ただ孝徳紀大化元年七月丙子条の高麗使や百濟使に対する詔に「明神御宇日本天皇」といい、同二年三月壬午条の皇太子奏に「現為明神御八嶋国天皇」といったような宣命調の語句が稀に散見することはある。しかし、これとても、原形を推さしめるには足りないが、もと宣命体であったのを漢訳し切れなかつたのであろう。

いずれにしても、『続紀』ですら、『日本書紀』の文体や用語を何段階か溯って研究するに当り、時代の基準的なものとするには欠陥が少くない。『万葉集』や『懷風藻』は詩歌集であり、散文部分は少いし、また散文部分であっても、その殆どは奈良時代後期に成つたものと思われる。正倉院文書は官府文書で、要項の記載、それも数字が多く、散文部分は少い。寺院の伽藍縁起資財帳の類も、天平十九年という奈良時代中期のものが、最も古く、奈良朝初期の伝承的文章部分もないとはいえないが、概して利用出来る部分は少い。

神社の縁起では、『住吉大社神代記』は天平三年（七三二）の奥書を有するが、疑点もあるので、直ちに利用し難い。こうして見て来ると、僅かな金石文と『上宮聖徳法王帝説』のごとき少数文献を基準とできるにすぎない。もちろんその『法王帝説』にしても家永三郎氏の研究のごとく、平安時代初期にまで降る部分を有するようである。その他では『家伝上、大織冠伝』『同下、武智麻呂伝』などがあ

り、成立は奈良時代後期であるけれども、藤原氏の古い氏族伝承を含むらしく、『日本書紀』と比較してみると、相当多くの類似、重複部分が見られ、古い文体、用語を残していることがわかる。しかし、これとても皇極紀の一部を比較し得るに止まる。

『延喜式』卷八所載の祝詞も、その大半は奈良時代には成立していたものようであるが、宣命体で、漢文調の書紀と比較し得る部分は多くない。また成立した年代を定めることも、困難である。

このように、書紀と比較し、時代の基準とすべき他の文献があるにはあっても、いずれも、時代が書紀よりも降るものが多く、また、詩歌や官府文書の如く、その掩う部門が限定され、狭小である。

ここで書紀自体の中で基準を求め得ないであろうか。書紀の中では、孝徳紀、斉明紀等に引用されている『伊吉連博徳書』や斉明紀、天智紀等に引用されている「高麗僧道顯日本世記」のごときは、その成立年代もある程度明らかであり、斉明、天智朝の文体や用語を知るための基準となし得る書である。これについては、いずれ別に検討するであろう。

さて、何といっても、書紀の最終の部分にあたる天武紀、持統紀等は、書紀成立年代を溯ること遠からぬ時代を叙述しているわけである。書紀撰進の養老四年(七二〇)をさかのぼること、おおむね三十〜五十年前のことである。むろん、その間に文体や用語の変遷のあったことも推定できる。それでも、やはり七世紀後半の第二、四分の一世紀の文章が、ある程度残っていたということは——前述

の詔勅のごとく、書紀編者の漢訳や要約があるにしても——いえるのではないだろうか。書紀全体に、八世紀前半の書紀編者の統一、修正が濃厚であるとしても、今、書紀全体を通観してみると、天武紀、持統紀が最も簡潔、明瞭で、事実直叙的、記録的性格が強く、それ以前の記載が、さかのぼるほど伝説的、物語的であるのとは、異った性格を有する。

私は天武紀、持統紀の文体、用語法、ことに文章接続、かかり結びの場合に使用される助字を中心に考察をすすめた。なぜなら、そうした助字が使用される場合、そこには筆者の個人的な癖があらわれやすいと思うからである。したがって、巻々に見える、これら特定の助字の使用頻度と、使用の仕方を比較してみることによって、天武紀、持統紀の文体や用語の特性が明らかとなるであろう。

二 天武紀と持統紀との比較

何気なく天武紀から持統紀へかけて通読したばあい、大きな差違はないように見えるが、注意して読むと、天武紀に多く用いられている助字が、持統紀にほとんど見られないことに気付くのである。たとえば、スナハチを意味する助字には、「乃」、「則」、「即」、「便」の四字が用いられているが、今、これを卷二八天武即位前紀、卷二九天武紀、卷三〇持統紀における使用頻度表を見ると、第一表のようになる。

これを見ると、持統紀には全般にスナハチを意味する助字が少く、

第一表

卷数	歴代	スナハチを意味する助字			
		乃	則	即	便
28	天武即前	23	26	19	9
29	天武	16	47	20	1
30	持統	1	0	5	1

第二表

卷数	歴代	於	是	爰	因	仍
		是	以		以	
28	天武即前	17	5	9	7	10
29	天武	2	8	0	21	33
30	持統	6	0	0	0	7

とくに「則」のごときは、全然用いられていないのである。天武即位前紀の二十六例や天武紀の四十七例と比べ、全く好対照をなしている。

さらに文章を続けるばあい、前文の意を受け、後文の冒頭に置くところの助字群、「於是」、「是以」、「爰」、「因以」、「仍以」の五字について比較してみると第二表のようになる。これをみると、やはり持統紀は全般に天武紀(巻二九)に比して、僅少であるが、特に「因以」の二十一対〇「是以」の八対〇などのように、全然無いという現象が目立つのである。逆に「於是」については、巻二九の天武紀二例に対し、持統紀の六例と多いのが注目される。仍(ヨッテ)の三十三対七も差が大きい。

ところが、マタを意味する「又」、「亦」、「且」、「復」を比較した第三表を見て頂きたい。これを見ると、「亦」は巻二九の二十七例に対して持統紀の七例と大差があるけれども、他については、差は乏しい。このように、差の少ない助字も存在するのである。「亦」の使用は、に

第三表

卷数	歴代	又	亦	且	復
28	天武即前	4	7	7	4
29	天武	7	27	7	5
30	持統	6	7	3	6

各巻の筆者の個性があるといえよう。

持統紀において、文章の接続、かかり結びの助字の少い理由は、この巻の各条の叙述が事実を直叙したすこぶる簡潔な短文で、一句のみの文章が少くないことである。二句以上にわたる文章はきわめて少い。また詔勅の引用も少い。いわんや巻二八以前の巻々のような物語、伝説的な文章は皆無といってよい。

比較的詳細な物語的叙述は、称制前紀の大津皇子の謀反事件に関する記事や、四年十月乙丑の大伴部博麻が長年唐で捕虜となっていて、ようやく帰還し、褒賞を受けた条といった、数か条に限られるのである。こうした簡潔さは『続日本紀』の前半の大部分に通ずる性格である。これにくらべると巻二八天武即位前紀のような非常に劇的、物語的な文章はいうまでもないことだが、巻二九天武紀の文章にしても、記録的な短文が多いとはいえず、まだ稍長文の叙述もあり、詔勅の引用も少くないのである。

文体の特色を示す、かかり結びの助字でなく、名詞について、両者の相違を示す例として、次の表を見ていただく。

第四表では、天武、持統両紀に官僚貴族を表現する名詞が非常に多く、他の諸巻と隔絶していることが目立つ。強いていえば巻二五孝徳紀に多く見られる。巻二九、三〇両方共「百寮」という語

第四表 官僚貴族を意味する名詞巻別分布表

巻数	歴代	群卿	羣卿	公卿	卿大夫	王卿	百寮	百僚	百官
1	神代上								
2	神代下								
3	神武								
4	綏靖—開化								
5	崇神	2	1			1		1	
6	垂仁	2	3						
7	景行—成務	4	4				3		
8	仲哀				1		2		
9	神功	1					2		
10	応神								
11	仁徳						1		
12	履中—反正								
13	允恭—安康	4	1				2		
14	雄略						1		
15	清寧—仁賢				2		1	1	2
16	武烈								
17	繼体						1		
18	安閑—宣化								
19	欽明								
20	敏達								
21	用明—崇峻				1				
22	推古	2	3				5		
23	舒明	3	6				1		
24	皇極		2						
25	孝徳	1	4	8	1				9
26	斉明								
27	天智								
28	天武—即前								
29	天武	5	1	2	1	12	21		3
30	持統						20		6

が多く、ほとんど同数である。ところが「公卿」という語は、二対三十八例で持統紀が圧倒的に多い。これは、天武末年ないし持統朝になって「公卿」という語が使用されるようになったからか、それとも、持統紀編者の特有の使用癖によるものであろうか。

今、天武紀の二例をみると、最初の例は天武二年五月乙酉朔の詔に「詔云公卿大夫及諸臣連并伴造等曰、夫……」とあり、元来は宣命体で「ウゴナハレル・オホキミタチ・マチキミタチ・オミタチ……」という風な呼びかけであったのを、このような漢文に記したものと思われる。天武四年正月壬戌条の「公卿大夫及百寮諸人初位以上射于西門庭」も元来は勅文が残っていたのかもしれない。

それを後に漢訳したのであろう。

持統紀における「公卿」の語の使用状況をみると、こうした「公卿」、「百寮」のごとき語句を用いて記録を残していたのではないかと思われるのである。例えば持統四年正月戊寅朔条、

「皇后即天皇位、公卿百寮羅列匝拜而拍手焉」

同己卯条「公卿百寮拜朝如三元会儀……」

同庚辰条「宴公卿於内裏」

といった調子である。

かかる「公卿」というような名詞が天武朝から持統朝に入るに従って、普通に使用されるようになって来たのではなからうか。それ

では、卷二五の孝徳紀の「公卿」使用の八例はどうか。孝徳紀では大化五年三月乙朔辛酉の阿倍大臣（倉梯麻呂）薨去条以後、卷末にわたって用いられていて、全巻の分量でいえば卷末の三分の一弱のところ集中している。前の三分の二強のところには一箇所も用いられていない。前の三分の二の方では「群卿大夫」が頻用されている。これなどは、卷二五の筆者において、前半と後半とで筆者編者が異ったのではないか。すなわち孝徳朝にこの語が使用されたというよりも、書紀の編纂の最終段階で、ウゴナハレルマチキミタチを「群卿」と表記し、孝徳紀を修正したのではないか。もともと、

大化年代の官人は漢字の使用に習熟していて、詔の宣命に「ウゴナハレル、マチキミタチ」と読むべき文の草案に、「群卿」もしくは「群卿大夫」の字を宛てたことも、あり得るであろう。

なお「大夫」のみの各巻における分布表を次に示すと、卷二九、卷三〇には、他の巻にくらべて、非常に多く使用されていることがわかる。

第五表 大夫、卷別分布表

卷数	0	1	0
16	0	2	0
17	1	3	0
18	1	4	0
19	3	5	1
20	1	6	1
21	3	7	0
22	6	8	2
23	6	9	2
24	10	10	0
25	0	11	0
26	5	12	0
27	0	13	1
28	10	14	1
29	18	15	1
30			

大夫という中国古代の上層官僚を表現する語は、いつ頃から日本

で用いられるようになったか。

『後漢書』「東夷伝倭」条に

建武中元二年（五七A・D）、倭奴国奉貢朝賀使人自称大夫。倭国極南界也

とあるのは、有名である。これによると、倭人は中国の大夫の地位や職能を知った上で、いつているようである。これに対しては倭人が果してそれだけの知識を持っていたかどうか、疑問を抱く人もあろうが、中国側の記録に明記してあるので、これを打消するのは困難である。

なお、『三國志』「魏書東夷伝倭人」条に

景初二（日本書紀作三）年六月 倭女王遣大夫難升米等詣郡、（中略）：其（正始）四年、倭王後遣使大夫伊声耆・掖邪狗等八人とあることも参考される。

こういう風に見てみると「大夫」という言葉も、必ずしも八世紀の書紀編者の使用語ではなく、大化前代もかなり溯った上古から使用されていたと見てよいかもしれない。それにしても、天武・持統兩紀に、他の巻よりも多くこの語が使用されていることは、兩巻の特色であり、この時代の上級官僚を「大夫」の字を以て書にしていることがうかがわれる。ただし発音は、漢風の発音タイプとともにマヘツギミ、マチギミが使用されていたと考えられる。

天武紀（卷二九）・持統紀で他の巻よりも多く見られる語に、「凡」という語がある。詔勅等の最初に対象全体を総括する語である。

その各巻別分布をみると、次の第六表のようになる。

第六表 凡、巻別分布表

巻数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
巻数	1	1	1	4	0	1	6	0	2	39	2	2	0	21	7
巻数	20	7	1	1	0	0	2	0	1	3	1	1	0	1	1

これをみると、巻一、二五、二九が圧倒的に多く、巻二と三〇がこれに続くことがわかる。

ただし巻一、二などにおいては、多くのばあい、凡をスベテとよみ、英語の *all* にあたる意味に使用している。こうしたスベテという用法が非常に多いが、前記の巻二五、二九、一、二、三〇等について多い六例を算するのは、巻二二の推古紀である。ここでは、十七条憲法第十条の「凡夫」や、推古二十一年十二月辛未条の「凡人」のようなタダヒトという訓み方もある。普通の人間の意味である。

ところが最多使用の巻二五においては、大化元年八月丙申朔の詔に、「凡国家所_レ有公民、大小所_レ領人衆、汝等之任。皆作_二戸籍_一……」あるいは同年月癸卯詔に、「凡自天皇_二至_二伴造_一所_レ造之寺……」とあるように、スベテとも訓めるが、オヨソと訓むことになるようである。スベテは *all* であるが、オヨソは英語でいえば *generally* となるであろう。ただ単に対象の全部を指すのみではなく、対象の全部の性格を把握し、概括し、自己の意思の対象となさんとする、

積極的な意欲をもって、文章をのべる時に、文の冒頭に「凡^{オヨソ}」の語を冠する。天武紀、持統紀では、この意味で用いられることが多い。したがって巻一と巻二九、ことに巻二九のばあい、語の頻用度のみで、これを頻用する筆者・編者を固定することは困難である。しかし、孝徳紀と天武紀では、同じ意味で多く用いられていて、孝徳紀の成立が、天武紀の成立時代に近い書紀編集最終段階にあることを推測させる。

三 天武・持統紀に用いられること少い助字

今まで、天武、持統紀において、他巻よりも数多く頻用された助字について考察して来た。しかし、その逆に、他巻に多く用いられているのに、天武、持統紀において、全く用いられないか、または非常に僅かしか用いられない助字もある。このことも両巻の用語法の特徴としてあげることが出来るであろう。例えば、「爰^{ココニ}」、「于時^{トキニ}」(トキニ)という語である。第七表に各巻分布表をしるす。「爰」のばあいは、巻二八、天武即位前紀には九例も用いられているのに、巻二九、三〇には全然みられない。この語は、文の冒頭に用いられ、非常に特異なので、文章を読んでいて、巻一・二・三・四に全然ないのに、巻五から巻一五までは連続して出て来るので、非常に目立つ。その後、巻一六、一八、二四、二六、二七等は欠けているが、巻二八まで、続いてあるものが、巻二九、三〇にないので注意を惹くのである。

第七表 爰、于時、巻別分布表

巻数	爰	于時	巻数	爰	于時
16	0	0	1	0	16
17	4	0	2	0	10
18	0	0	3	0	2
19	3	1	4	0	1
20	1	0	5	3	0
21	3	1	6	2	0
22	9	0	7	11	0
23	6	0	8	1	0
24	0	6	9	7	2
25	5	3	10	7	0
26	0	1	11	18	0
27	0	6	12	3	0
28	9	0	13	13	0
29	0	0	14	4	1
30	0	0	15	2	1

「于時」は、前者にくらべると、使用しない巻がずっと多いが、前者と反対に、巻一、二、三、四に存在していたものが、巻五、六、七、八と続いて存在しない。ちょうど「爰」とは有無が反対なのである。巻九には、両者共存するが、巻一〇、一一、一二、一三にはまた存在せず、「爰」の方は巻一一、一三には最多例を示しているのである。巻一六、一八は両者とも存在しないが、巻一七、二〇、二二、二三、二八等には「爰」は存在して、「于時」は存在しない。逆に巻二四、二六、二七には、「于時」が存在して「爰」がない。こうしてみると巻九、一四、一五、一九、二二、二五等に共存例は僅かながら存在するけれども、概していえば、「爰」を使用する巻の筆者は「于時」を使用せず、「于時」を使用する巻の筆者は、「爰」を使用しないといえそうである。共存のばあいも、「于時」は多くて三例、ふつう一例にすぎない。その間にあって、巻二九、三〇の筆者たちは、両語ともに使用しないのである。なお助字ではないが、巻二九、三〇両巻において、他巻に比し非

常に用いられることの少ない語に「謂」がある。これは単独で用いられることもあり、「是謂」(コノイヒナリ)、「所謂」(イハユル)、「相謂曰」(アヒイヒテイハク)など、名詞にも動詞とも用いられる語である。第八表に「謂」の全使用数の各巻別分布表を示す。これをみると全然ないのが巻一八、二六、二九で、一例は巻三〇である。

第八表 謂、巻別分布表

巻数	謂	数	謂
16	2	1	27
17	4	2	20
18	0	3	10
19	26	4	9
20	4	5	10
21	8	6	18
22	8	7	14
23	11	8	7
24	16	9	16
25	18	10	8
26	0	11	15
27	7	12	4
28	10	13	12
29	0	14	14
30	1	15	11

「謂」の字が用いられるのは、おおむね地名伝説に多く、地名の起源となる伝説をしるしたばあいである。その他歌謡や諺や事物の起源伝説などのばあが多い。

こうした伝説に事物の起源を求め、その理由をしるすのに似ているのは、「時人曰」という表現である。これも事物の名称等の起源を、その時代人の口誦伝承であると説明する手法である。この「時人」という語の使用も巻によって、全くないものと使用しているものとは、その集中度が、かなり、明瞭に分れる。第九表に示す。

この表を見ると、巻一、二、四、六等の初めの方のグループと、巻一五から二〇までの六巻のグループに欠けていることが非常に目立っている。それとともに、巻三〇にはなく、巻二九にも一例であ

第九表 時人、巻別分布表

時人	0	0	3	0	5	0	5	2	5	2	6	1	2	1	0
巻数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
時人	0	0	0	0	0	1	7	3	3	1	2	2	2	1	0
巻数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

って、巻末にも分布の薄いことがわかる。天武紀・持統紀の筆者が、巻一、二の神代巻の筆者や巻一五から二〇までの六巻の筆者と近い性格だと断定することはできないが、検討に値する現象であること、指摘しておきたい。

「時人」という表現は伝説的なばあいには用いられるのであるから、天武、持統両紀のように伝説的記事の多い巻に用例がほとんどないのは当然だといえ、それまでである。しかし巻一五から二〇の六巻にも、伝説的な記事はないわけではないから、やはり、「時人」の語を用いる癖のある筆者群と、余り用いない筆者群の存在を考へるべきであろう。

巻二九における唯一の例は、天武七年十月甲申朔に、綿のごときものが難波にふった。長さ五六尺、広さ七八寸で風のままに松林および章原にたまたった、時人曰く、甘露なり、とあるものである。これは伝説ではなく、実録であろう。それを見聞した「時人」というのは、甘露という中国古典の伝説を知っている知識人、すなわち貴族階級であろう。不思議な事実を伝説でもって解釈したのである。その意味では天武、持統紀の実録性とは矛盾しない。

およそ「時人」の語を用いている箇所は、おおむね不可思議な事実、

特異な事実や事件に対する当時の貴族の解釈、論評の口誦伝承とされるものである。または後世の史家、書紀の編者が、そうした「時人」の解釈論評と推測し、仮定したものである。ある巻々のグループの筆者たちが、「時人」の論評、解釈というものを用いて、間接的に、事象を描写、記述することを好み、ある筆者たちがそうではないことは、何に基づくのであろうか。『日本書紀』の歴史記述の態度に、二つの異った態度があるように思えてならないのである。

その検討は何れ稿を別にして論じたいと思うが、概していえば巻一五、一六、一七、一八、一九、二〇などの、「時人」を用いない巻々は、非常に中国の典籍に精通し、難解、華麗な語句を駆使して客観的な描写の様式をとる。巻一・二の神代巻のごときも、内容は全く事実でない神話であるにもかかわらず、中国的な史書のスタイルをとることを意識しているように思える。またこれらの巻には、中国や半島関係の史料を重んじ、それを引用していることが少なくないようである。それに比して、その反対のグループの筆者は、わが国内の伝承をも採用しようという態度が、濃厚なように思われるのである。

巻二九、三〇の天武、持統紀には、難解、華麗な文章や語句は比較的少く、実用的、記録的な文章であり、平明な語句がほとんどである。故に筆者のグループとしては前二者に比し第三のグループとして、よいかもしれない。しかし、天武紀にはその用語例などでいえば、神功紀や推古紀などにかなり似た部分も存在する。それらに

についても述べるつもりであったが、筆者の準備が不十分なままに、稿を終わらねばならなくなった。別稿を期したい。

附記、本稿の校正については、関西大学講師塚口義信氏をわずらわした。同氏に深謝する。

註

- ① 木村武夫編『日本史の研究』（昭四五）所収
- ② 安藤正次「奏宣の文学」『古典と古語』（昭一〇）七五頁
- ③ 拙稿「大織冠伝と日本書紀」『続日本紀研究』五ノ九・一〇（昭三三）『白鳳天平の世界』（昭四八）所収
- ④ 安藤、前掲、五八―九頁、七〇頁